

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

川 南 町

平成20年3月21日

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	22	49.8	364,027	377,151	-	-	-	-
調理員	13	52.0	381,623	388,500	調理士	42.8	206,700	1.88
用務員	5	45.2	332,640	358,180	用務員	53.9	227,200	1.58
その他	4	48.3	346,075	363,981	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3か年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数(単位:人、平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全体	0	0	0	1	1	2	1	2	1	8	6	0
学校給食	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	2	0
用務員	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0
その他	0	0	0	0	0	2	0	0	1	4	4	0

(3) その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表(一)適用

技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給対象業務	支給単位
死体取扱作業手当	老人ホームでの死体取扱作業	2,500円/件
特殊自動車運転作業手当	グレーダーの運転作業	300円/日
老人福祉業務手当	老人ホームでの勤務	2,500円/月
児童福祉施設保育手当	児童福祉施設での勤務	1,600円/月

昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(56歳からは2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職は、平成18年3月策定の第4次川南町行政改革大綱の定員・給与の見直しの基本方針に基づき退職者不補充としており、平成14年度を最後に新規の採用は行っていない。

給与面に関しては、国、県、隣接町の動向を見ながら適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

平成18年度から事務職への任用替え試験を実施、平成19年度中に6名、平成20年度中に3名が事務職となる。今後も事務職への任用替えを進め、技能労務職員の早期の定員削減を図る。

給与面は、国との比較のラスパイレス指数が121.7(一般行政職93.6)であること、県が給与水準の引き下げ(12%)を行っていること等を踏まえ、技能労務職員のあり方について関係者と協議し順次実行に移す。また、特殊勤務手当については、全体として平成20年度より徴税事務(強制執行)手当、感染症防疫作業手当、死体取扱作業手当のみとし、他の手当を廃止する。

4 その他

平成19年8月に学校給食共同調理場の民間委託を実施、今後も老人ホームの民営化、保育所の民営化、統廃合を推進し、技能労務職員の給与・定員管理の適正化に努める。

(参考) 技能労務職員数の推移 (各年4月1日現在)

年 度	職員数(人)	内 訳
15	31	運転手4、用務員5、寮母3、調理員19
16	29	運転手3、用務員5、寮母3、調理員18
17	29	運転手3、用務員5、寮母3、調理員18
18	28	運転手3、用務員5、寮母3、調理員17
19	22	運転手2、用務員5、寮母2、調理員13
20	15	-
21	14	-
22	12	-
23	11	-
24	8	-
25	6	-
26	4	-
27	3	-

平成20年度以降は見込み数である。

職員数は「地方公務員給与実態調査」による。